

春の全国交通安全運動

春の全国交通安全運動が、4月6日(月)から15日(水)までの10日間、

1. 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保
2. 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先などの安全運転意識の向上
3. 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底を重点目標に行われます。



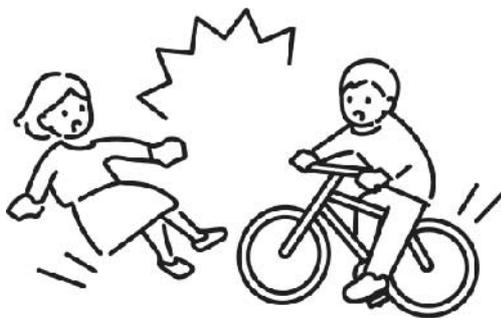
ドライバーの皆さんは、歩行者やほかの車に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持ちましょう。特に子どもや高齢者には思いやりのある運転をお願いします。また、横断歩道は歩行者優先です。歩行者優先意識を徹底しましょう。

歩行者や自転車の皆さんは、夜間や早朝時は目立つ服装と反射材の着用をしましょう。また、自転車などを利用するときは、ヘルメットを着用しましょう。

自転車の違反に「青切符」が導入されます

4月1日から自転車を運転する16歳以上を対象に113種類の反則行為に交通反則通告制度(=青切符)が導入されます。

自転車の運転者による反則行為のうち、交通事故につながる危険な運転行為をした場合や、警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合といった、悪質・危険な行為が自転車の交通違反の取り締まり対象となります。



自転車の交通ルール
(高知県警ホームページ)

反則行為と違反金の一例

12,000円	<ul style="list-style-type: none"> ● 携帯電話使用など(保持)
7,000円	<ul style="list-style-type: none"> ● 遮断踏切立ち入り
6,000円	<ul style="list-style-type: none"> ● 信号無視、安全運転義務違反 ● 通行区分違反(逆走、歩道通行など) ● 横断歩行者等妨害など
5,000円	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定場所一時不停止など ● 無灯火、自転車制動装置不良
3,000円	<ul style="list-style-type: none"> ● 並進禁止違反 ● 軽車両乗車積載制限違反(二人乗り)

住まいの耐震化はお済みですか？

町では、南海トラフの巨大地震による犠牲者を無くすため、木造住宅の耐震化を進めています。

地震の揺れで家屋が倒壊すると下敷きになってしまったり、避難ができなくなってしまうだけでなく、倒れた家屋が道路を塞いでしまう可能性もあります。

ぜひお住まいの耐震診断・改修をご検討いただき、南海トラフ地震に備えましょう。

このほかにも、避難路に面した危険なブロック塀などの撤去や家具の転倒を防止するための器具の購入・設置費の補助事業もあります。

それぞれの申し込みには、申請書と、そのほか必要書類を提出してください。詳しくは、下記のお問い合わせ先までご連絡をお願いします。